

コンシェルジュ・クラブ

個人賠償責任補償

日常生活における賠償事故を補償します。

例えば、このような事故が起きたとき・・・



自転車に搭乗中、
あやまって他人と接触して
ケガをさせてしまった!



飼い犬が散歩中に、
他人に噛みつき
ケガをさせてしまった!



買物中、
あやまって商品を落として
壊してしまった!



ゴルフのプレー中、
打ったボールがあやまって
他人に直撃し、
ケガをさせてしまった!



自宅マンションの
お風呂の水があふれて
階下の戸室の家財を
壊してしまった!

日本国内外で他人を死亡・ケガさせたり、
他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、
保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	<p>補償を受けられる方が、国内外での以下のような事故により、他人を死亡・ケガさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に起因する偶然な事故 ・記名被保険者が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
補償を受けられる方	<ul style="list-style-type: none"> ① 記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の未婚の子*1 ⑤ ①が未成年者または責任無能力者である場合は、①の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①を監督する方 ⑥ ②から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方
保険金額	<p>1事故については1億円です。</p> <p>※免責金額（自己負担額）はありません。</p>
保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、補償を受けられる方等の故意によって生じた損害（その方が損害賠償責任を負担する部分） ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ●航空機、船舶、車両（ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 ●借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 ●第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害 等
示談交渉	<p style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">相手方への損害賠償に関する示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 20px;"> <p style="color: red;">右記の場合は、 示談交渉できません。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●相手方が東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合 ●補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合 ●相手方へ損害賠償請求を行う場合 ●事故が国外で生じた場合 等
補償の重複に関する ご注意	<p>記名被保険者またはそのご家族*2が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、複数ご契約すると補償が重複します。</p> <p>※火災保険、自動車保険、傷害保険等の保険商品でも同様に補償される特約等があります。あわせてご確認ください。</p>
補償の開始日	<p>コンシェルジュ・クラブにご入会いただいた日の翌々月からの補償開始となります。</p> <p>■スケジュール例</p> <div style="text-align: center;"> </div>

*1 これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。

*2 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子*1をいいます。

※上記の内容は個人賠償責任補償の概要を記載したものです。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または

東京海上日動にご請求ください（「ご契約のしおり(約款)」はホームページでもご確認いただけます。）。

ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

問い合わせ先

取扱代理店

(株) TOKAI 保険事業部

〒420-0034 静岡県葵区常磐町2-6-8

TEL 0120-239-237

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社

東京海上日動火災保険(株) 担当課 静岡支店営業課

〒420-0852 静岡県葵区紺屋町1-7番1 葵タワー13階

TEL 054-254-0281

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

事故・故障のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間：24時間365日

個人賠償責任補償

証券番号

Y125250520

※必ず右記の証券番号をお申し出ください。